

下関市生涯学習プラザ共用スペース（テラス）利用基準

1. テラス（1階ウッドデッキ）

① 利用条件

- ・利用内容が、市民の文化交流及び生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養、芸術及び文化の発展に資するもの、または教育に資するものとする。

下関市生涯学習プラザの利用実績が、以下のとおりあること。

- ・ホール…原則として1年に1回以上
- ・諸室…原則として1年に6回以上

※1年は、概ね利用日の前年または前年度、申請日前1年のいずれかの期間とする。

② 利用回数・利用時間【期間】

- ・毎月2団体（個人）まで（先着順）。一月に1団体（個人）1回まで。
- ・1年度（4月～翌年3月）1団体（個人）2回まで。
- ・1回1時間以内（設営・撤去時間を除く）。

③ 利用申し込み

- ・「下関市生涯学習プラザ 共用スペース利用申込書」を、利用希望日の1カ月前までに提出。
※開催月日・時間帯については、事前にプラザ（財団）と調整、打ち合わせのこと。

④ その他

- ・会場の設営・撤去及び備品等の準備は、原則として主催者が行う。
- ・使用後は、主催者で使用前の状態に原状回復すること。
- ・プラザ（財団）の事業の妨げにならないこと。
- ・来館者等の妨げにならないこと。
- ・必要に応じ、利用決定後も利用を中止等してもらう場合があること。中止に伴う損害等が発生した場合も、プラザ（財団）は一切の責任を負わない。
- ・展示物、持込備品等の管理は主催者で行うこと。盗難、破損等の被害があった場合も、プラザ（財団）は一切の責任を負わない。
- ・利用に当たっては、下関市生涯学習プラザの設置に関する条例、同条例施行規則、及びドリームシップ利用案内を厳守すること。

■下関市生涯学習プラザ■

〒750-0016 下関市細江町三丁目1番1号

Tel：083-231-1234 Fax：083-242-6234

Email：info@s-dreamship.jp

（指定管理者：公益財団法人下関市文化振興財団）